



なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい 鳴門市男女共同参画推進条例



「愛称：鳴門市パートナーシップ条例」

だれ あいじょう な る と し だ ん じ ょ き ょ う ど う さ ん か く す い し ン じ ょ う れ い
誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして、この

じ ょ う れ い よ な る と しだ ん じ ょ
条例をつくりました。みなさんもこのパンフレットを読んで、鳴門市男女

き ょ う ど う さ ん か く す い し ン じ ょ う れ い
共 同 參 画 推 進 条 例 に つ い て 考 え て み ま し ょ う。

へいせい ねん がつ にちしこう
平成28(2016)年1月1日施行
なるとし
鳴門市

なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい 鳴門市男女共同参画推進条例って何だろう？



だんじょきょうどうさんかく なん はじ き ことは
男女共同参画って何だろう？？初めて聞く言葉だなあ。

だんじょきょうどうさんかく
男女共同参画とは、

せいへつ
「性別にかかわらず、ひとりひとりが持っている個性や
のうりょく い も こ せい
能力を生かして、いろんなことをみんなで協力しあつ
きょうりょく
ていくこと」をいうんだよ！



なるとし
鳴門市マスコットキャラクター「うずしおくん」

*参画とは・・・大事なことを実行したり決めたりするときに、その仲間の一員として自分の意見を言ったり、
あいて いけん き なかま いちいん じぶん いげん い
相手の意見を聞いたりして積極的に参加すること。



じょうれい なん ひづか
条例って何だろう？？とっても難しそうね。

じょうれい
条例とは、

く ひとびと まも
「そこで暮らす人々が守らなければならないルール」
いみ なに
っていう意味なの。みんなで何かをするときには、
ひつよう
ルールが必要になるよね！



なるとし
鳴門市マスコットキャラクター「うずひめちゃん」

なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい
「鳴門市男女共同参画推進条例」とは、みんなが楽しくいきいきと暮らしていく
なるとし かんが かた と く たの
ような鳴門市をめざして、その考え方や取り組みなどを条例（ルール）として
さだ 定めたものです。

つぎ なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい
では、次のページから「鳴門市男女共同参画推進条例」のなかみについて、学んでいきましょう。

なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい 鳴門市男女共同参画推進条例の決まりごとについて

なるとしだんじょきょうどうさんかくすいしんじょうれい
「鳴門市男女共同参画推進条例」には38個の決まりごと
があるんだ！それぞれの特徴ごとにまとめてみたよ！



前文

- 条例をつくることにした鳴門市の考え方や決意

第1条

- 条例のおおまかな内容

第2条

- 条例で使用される言葉の意味の説明

第3条

- 男女共同参画を進めるための12個の基本的な考え方

第4~9条

- 男女共同参画推進のために、鳴門市や議会、市民、事業者、教育関係者、市民団体など、それぞれが担う役割

第10~12条

- 性別によって不平等な扱いをすることの禁止、多様な性に対する人権の尊重

第13~15条

- 男女行動計画の策定や調査研究、実施状況報告書の作成と公表

第16~24条

- 男女共同参画を進めるために鳴門市が支援すること

第25~27条

- 鳴門市女性子ども支援センターの役割

第28~33条

- 鳴門市が進めていく男女共同参画の取り組み

第34~37条

- 男女共同参画を進めるための「鳴門市男女共同参画推進審議会」について

第38条

- この条例のいろいろな細かい内容についての決まりごと

男女共同参画を進めるための基本理念（第3条）



「鳴門市男女共同参画推進条例」の第3条では、男女共同参画を進めしていくために必要な12個の約束が決められているんだって！

1. 男女の人権の尊重

女性と男性が性別による差別的な取り扱いを受けることがないよう、女性と男性の個人としての人権を尊重しましょう。



3. 政策等の立案や決定への共同参画

女性と男性が市の政策や企業・団体などの方針の立案や決定の場に共同して参画できるようにしましょう。



5. 教育の場における配慮

学校教育、生涯学習その他あらゆる教育の分野において、男女共同参画を推進するための教育の充実を進めましょう。



2. 社会における制度又は慣行についての配慮

性別によって決められてきた役割分担の意識やそれに基づく社会の風習を解消して、女性と男性が自分の意思で多様な生き方を選択できるようにしましょう。
*慣行…習慣として広く行われてのこと



4. *ワーク・ライフ・バランスの確立

女性と男性が互いの協力と社会の支援のもとに、子どもの養育や家族の介護などの家庭生活や社会生活における活動に対等に参画しましょう。

*ワーク・ライフ・バランス
…仕事と生活のバランスが
とれた状態のこと



6. 暴力的行為の根絶

直接殴ったり蹴ったりする身体的暴力や相手の心を傷つける精神的暴力をなくしましょう。



7. 性と*生殖に関する権利と健康の尊重

女性と男性が対等な関係のもとに、互いの性に関する理解を深め、生涯にわたって健康と権利を尊重しましょう。
*生殖…子どもを産むこと



9. 国際的な視野での協調

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、国際社会の取り組みと連動して進められてきました。日本国内だけでなく国際社会の動きも理解し、取り組みを進めていきましょう。



11. *マイノリティの人々への配慮

被差別部落の人々や障がい者などマイノリティの人々が置かれている背景等を理解することを通じて、人権に配慮し、差別や偏見をなくしましょう。

*マイノリティ
…社会的少数者やその集団のこと



8. *性同一性障がい者等に対する配慮

性同一性障がいを有する人等の人権に配慮し、尊重しましょう。
*性同一性障がい…自分のうまれもった身体の性と心の性が一致しないこと



10. 防災・減災分野での男女共同参画

防災や減災分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策、被災者支援を推進しましょう。



12. *貧困問題の解消

誰もがいきいきと暮らせるように、さまざまな格差や性差別から生じる貧困について理解し、問題の解消に取り組みましょう。
*貧困

…それぞれの国や地域で生活していくための必要最低限のお金が得られない状況のこと



だんじょきょうどうさんかく しみん しゅやく 男女共同参画は市民のみんなが主役です！



だれ じぶん い かんが
誰もが自分らしく生きられるまちになるようにみんなで考えよう！

だんじょきょうどうさんかくしゃかい じつげん かてい がっこう ちいきしゃかい しょくば
男女共同参画社会の実現には、家庭、学校、地域社会、職場など、そ

たちば しみん しゅやく と < たいせつ
それぞれの立場で市民のみなさんが主役となって取り組むことが大切です。

せいべつ かんけい だれ じぶん のうりょく こせい はっき だんじょきょうどうさんかく
性別に関係なく、誰もが自分の能力と個性を發揮できる男女共同参画

しゃかい つく たいせつ
の社会を作ることは、とても大切です。

なるとし しみん しあわ かん
鳴門市では、市民ひとりひとりが幸せを感じられるまちをつくるため
れいわ ねん がつ だい じなると しだんじょこうどうけいかく さだ
に、令和3(2021)年3月に第3次鳴門市男女行動計画を定めました。

おとな こ かんけい < ちから
大人も子どもも関係なく、みんなが暮らしやすいまちをめざして、力
あ
あを合わせてすすんでいきましょう！

す とくい なん
あなたの好きなこと（得意なこと）は何ですか？

おとこ こ おんな こ りゆう
「男の子だから」「女の子だから」という理由で
やりたいことや好きなことが制限されるのではなく、
じぶん す せいけん
自分の好きなことにはどんどんチャレンジして、
にがて たいへん ちから あ
苦手なことや大変なことはみんなで力を合わせて
たす あ 助け合いましょう！



なるとし こんな鳴門市をつくっていこう！

だい じなるとしだんじょこうどうけいかく きほんりねん
第3次鳴門市男女行動計画の基本理念
とも みと あ ささ あ だれ えがお かがや
『共に認め合い 支え合う 誰もが笑顔で輝けるまち なると』



取り組み（1）お互いを認め合うまち なると

- 男女共同参画の意識づくり
- 学びの場における男女共同参画の意識づくり

取り組み（2）誰もが活躍できるまち なると

- 女性が活躍できる基盤づくり
- 働く場における男女共同参画の促進
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 地域社会における男女共同参画の推進

取り組み（3）誰もが安心して健やかに暮らせるまち なると

- あらゆる暴力を根絶する社会づくり
- 生涯を通じた健康づくりへの支援
- 誰もが安心できるまちづくり

男女共同参画社会を実現するためには、私たちにどんなことができるかな？
家族や友だちと話してみよう！





よ かんそう か
このパンフレットを読んだ感想を書いてみましょう！



しょうがっこう
小学校 ねん くみ
年 組

しめい
氏名

れいわ ねん がつはっこう
【令和3（2021）年8月発行】

なるとしけんこうふくし部じんけんすいしんか
鳴門市健康福祉部人権推進課

なるとしむやちょうみなみはまあざひがしはま
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL : 088-684-1148

FAX : 088-684-1370

Eメール : jinkensuishin@city.naruto.i-tokushima.jp

